

「有識者会議最終報告書たたき台」を受けての提言

一般財団法人外国人材共生支援全国協会(NAGOMi) 代表理事会長 武部勤
〒102-0082 東京都千代田区一番町4-42 一番町IIビル6階
電話：03-6261-5388 FAX:03-6261-5594

「有識者会議最終報告書たたき台」(以下「たたき台」という。)が、①技能実習制度の建前と実態の齟齬の解消②技能実習機構の監督指導・支援保護機能の強化、特定技能外国人への相談援助業務の追加、③監理団体の許可要件の厳格化、④日本語能力の向上方策を提示していることは高く評価される。

その一方で、今回の制度改革を通じて日本経済の活性化、外国人材のキャリアアップ・人権保護面でより成果を上げるために、「技能実習に代わる新たな制度(以下「新制度」という)と特定技能制度の位置づけ」、「新制度の受け入れ対象分野」、「転籍の在り方」、「特定技能の適正化」等に関して、外国人材の受け入れ現場から多く届けられる問題提起の声をまとめた。その問題点と合わせ、今後わが国経済社会が外国人材と共生しつつ、強く、安定的な経済社会づくりを実現するのに不可欠である柔軟な外国人材の受け入れの考え方と新たな人材育成施策についても提言させていただく。

「1. 新制度及び特定技能制度の位置付けと関係性等」における問題点

- (1) 新制度と特定技能制度の一元的運用を行い、外国人がキャリアアップしつつ、安定的に就労できる制度を設計することが必要。そのために特定技能制度の目的として、新制度と同様に、「人材確保」に加えて、「人材育成」も明示すべき。
- (2) 両制度の法律は一本化が望ましい。仮に法律の一本化が困難であっても、両制度の主務官庁は「法務省」及び「厚生労働省」とすべき。

「2. 新制度の受入れ対象分野や人材育成機能の在り方」における問題点

- (1) たたき台が、新制度の「受入れ対象分野は、特定技能制度における「特定産業分野」の設定分野に限定」としていることについて

たたき台では、繊維・衣服、家具製作、印刷、鉄道、自動車製造関係等の特定技能制度分野にない職種・作業の業界における今後の行方の施策が示されておらず、多くの現場から不安の声が上

「4. 新制度での転籍の在り方」における問題点

たたき台が「やむを得ない場合の転籍の範囲を拡大・明確化し、手続きを柔軟化」としていることについては極めて重要であり、早期具体化が不可欠である。

(1) 一定要件を満たせば「本人の意向による転籍を認める」としていることについて

一方、「一定要件（同一企業での就労が1年超／技能検定基礎級合格、日本語能力 A1相当以上のレベル（日本語能力試験 N5 合格など）」を満たせば、本人の意向による転籍を認める」としていることには、深刻な問題がある。

特に、就労一年で転籍が可能となれば、

①受入企業による「人への投資」による「人材育成」は積極的に行われず、労働市場における人材の質が低くなり、特に地方においては質の高い十分な数の「人材確保」が難しくなる可能性が高い。

②技能レベルも日本語レベルも社会経験数も交渉力も低い脆弱的立場にある労働者が、異国の地で、違法・悪質なブローカーへの取り締まりがほとんど機能していない労働市場に早期に放り込まれて、自己の労働力に係るフェア（公正）な取引が困難化し、本人にとって中長期的に望ましいキャリアの構築が危ぶまれる。

③当事者は日本到着前（乃至は到着直後）から一年後の転籍先を検討し、腰を落ち着けて職務に取り組めなくなる可能性が高い。

これらの点を勘案すれば、「やむを得ない場合の転籍の範囲を拡大・明確化し、手続きを柔軟化」の実現を前提として、初めの3年間（少なくとも2年超）は、できる限り同一企業での就労を基本とすべきである。

また、「たたき台」が示す「技能検定基礎級合格」という要件では、現行制度上ほぼ誰もがクリアできる技能要件であり、明らかに緩やか過ぎる。転籍制限を緩和するとしても、「技能検定3級合格」を要件とすべき。更に、日本語能力についてもたたき台が示す「日本語能力 A1相当以上のレベル（日本語能力試験 N5 合格など）」という要件では、制度見直し後は「就労開始前に A1相当以上のレベル（N5 合格など）又は相当講習受講」を求める以上（たたき台 9）は、ほぼ意味をなさないで「A2相当以上のレベル（N4 合格など）」を要件とすべき。

(2) 「転籍前企業の初期費用負担につき、不平等が生じないための措置を講じる」としていることについて